# 省　令

**○法務省令第十六号**

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十八条の規定に基づき、更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十日

法務大臣　谷垣　禎一

更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令

更生保護事業費補助金交付規則（平成十八年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び」を「に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とし、同項」に改め、同条第三項中「二分の一」を「三分の二（助成の対象となる事業が同項第二号に掲げる事業である場合においては、二分の一）」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○文部科学省令第十九号**

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成二十三年政令第百五十六号）の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十日

文部科学大臣　下村　博文

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十三号）を次のように改正する。

第十条第二項中「予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める」を「支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第五十六号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十八号を第四百三十九号とし、第三百八号から第四百三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三百七号の次に次の一号を加える。

三百八　ヒマワリレシチン

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。